

東京学芸大学研究員受入規程の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
〔省略〕 （定義） 第2条 この規程において、「研究員」とは、次の各号に掲げる者をいう。 (1) <u>内地研究員制度実施要項（昭和37年3月28日文部大臣裁定）に基づく内地研究員（以下「内地研究員」という。）</u> (2) <u>情報処理関係内地研究員制度実施要項（昭和45年5月11日文部事務次官裁定）に基づく情報処理関係内地研究員（以下「情報処理関係内地研究員」という。）</u> (3) <u>私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員及び公立大学研修員受入実施要項（昭和39年5月1日文部省大学学術局長決裁）に基づく私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員及び公立大学研修員（以下「私学等研修員」という。）</u> (4) <u>受託研究員制度実施要項（昭和42年7月18日文部大臣裁定）に基づく受託研究員（以下「受託研究員」という。）</u> (5) <u>日本学術振興会業務方法書（昭和42年10月27日文部大臣認可）に基づく特別研究員（以下「特別研究員」という。）</u> (6) <u>国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校の教員であって、本学において研究指導を受けるもののうち第1号及び第2号に掲げる者以外の者（以下「内地研修員」という。）</u> (7) <u>前各号に掲げる者以外の者で、特に顕著な学術研究業績があり、本学において共同研究を行う者（以下「個人研究員」という。）</u> 2 この規程において、「派遣機関の長」とは、次の各号に掲げる者をいう。 (1) <u>内地研究員、情報処理関係内地研究員及び内地研修員にあつては、国立大学、国立短期大学又は国立高等専門学校の長</u> (2) <u>私学等研修員にあつては、私学研修福祉会、専修学校教育振興会又は公立高等専門学校若しくは公立大学の長</u> (3) <u>受託研究員にあつては、民間会社等の長</u> 〔省略〕 （研究期間） 第4条 研究員の研究期間は、<u>当該実施要項等の定めるところによる。ただし、内</u>	〔省略〕 （定義） 第2条 この規程において、「研究員」とは、次の各号に掲げる者をいう。 (1) <u>内地研究員 その専攻する学問分野の研究に専念し、教授研究能力を向上させることを目的とした者であつて、本務が国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校の教授、助教授、講師又は助手であるもの。</u> (2) <u>情報処理関係内地研究員 情報処理教育の改善に役立つ研究に専念し、我が国の情報処理教育体制の整備充実に寄与することを目的とした者であつて、本務が国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校の教授、助教授、講師又は助手であるもの。</u> (3) <u>私学等研修員 私立学校、専修学校、公立高等専門学校又は公立大学等の教員を、私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員又は教員研修センター研修員として受け入れるもの</u> (4) <u>受託研究員 我が国産業の進展に資するため、本学における研究の機会を通して、その能力の一層の向上を図ることを目的とする企業等の現職技術者及び研究者であつて、学校教育法第67条本文で定める大学院に入学することができる者又は学長がこれに準ずる学力があると認めた者</u> (5) <u>特別研究員 独立行政法人日本学術振興会業務方法書に基づく特別研究員</u> (6) <u>内地研修員 国立大学、国立短期大学又は国立高等専門学校の教員であつて、本学において研究指導を受ける者のうち第1号及び第2号に掲げる者以外のもの</u> (7) <u>個人研究員 前各号に掲げる者以外の者で、特に顕著な学術研究業績があり、本学において共同研究を行うもの</u> 2 この規程において、「派遣機関の長」とは、次の各号に掲げる者をいう。 (1) <u>内地研究員、情報処理関係内地研究員及び内地研修員にあつては、国立大学、国立短期大学又は国立高等専門学校の長</u> (2) <u>私学等研修員にあつては、私学研修福祉会、専修学校教育振興会、公立高等専門学校、公立大学又は独立行政法人教員研修センターの長</u> (3) <u>受託研究員にあつては、企業等の長</u> 〔省略〕 （研究期間） 第4条 研究員の研究期間は、<u>次の表の定めるところによる。ただし、特別研究員</u>

地研修員にあっては、内地研究員制度実施要項の研究期間の規定を準用する。また、個人研究員にあっては、1月以上1年以内とする。

(申請)

第5条 内地研究員及び情報処理関係内地研究員に係る派遣機関の長は、当該実施要項に定めるところにより、研究員の受入れの承認、承諾、許可について学長に申請するものとする。

2 私学等研修員及び内地研修員に係る派遣機関の長は、別紙様式1の調書を添えて、研究員の受入れの承認又は承諾について、学長に申請するものとする。

3 受託研究員に係る派遣機関の長は、別紙様式2の調書を添えて、研究員の受入れの許可について学長に申請するものとする。

4 個人研究員を受け入れようとする部局の長は、別紙様式1の調書を添えて、研究員の受入れの承認について、学長に申請するものとする。

5 特別研究員を受け入れようとする部局の長は、当該研究員に係る指導教員を定め、当該募集要項の定めるところにより、研究員の受入れの承諾について学長に申請するものとする。

〔省略〕

(通知)

第7条 前条により研究員の受入れを承認し、承諾し、又は許可したときは、派遣機関の長又は当該部局の長に通知するものとする。

(研究料等)

第8条 内地研究員、情報処理関係内地研究員、私学等研修員、受託研究員及び特別研究員の研究料等は、当該実施要項等の定めるところによる。ただし、内地研修員の研究料は、内地研究員制度実施要項の規定を準用する。なお、内地研修員

の研究期間は、当該募集要項の定めるところによる。

区 分	研 究 期 間
<u>内地研究員、内地研修員</u>	<u>6月以上10月以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、この期間を延長し又は短縮することができる。</u>
<u>情報処理関係内地研究員</u>	<u>10月とする。ただし、特別の事情がある場合にはこの期間を別に決定することができる。</u>
<u>私学等研修員</u>	<u>4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、特別の事情がある場合にはその期間内において、研究期間を6月又は3月に短縮することができる。</u>
<u>受託研究員</u>	<u>1年以内とし、受入れを許可された日の属する会計年度を越えることができない。ただし、研究の継続の必要があると認めるときは、翌年度において、更に受入れを許可することができる。</u>
<u>個人研究員</u>	<u>1月以上1年以内とする。</u>

(申請)

第5条 内地研究員及び情報処理関係内地研究員に係る派遣機関の長は、別に定めるところにより、研究員の受入れの承認、承諾、許可について学長に申請するものとする。

2 私学等研修員及び内地研修員に係る派遣機関の長は、別紙様式1の調書を添えて、研究員の受入れの承認又は承諾について、学長に申請するものとする。

3 受託研究員に係る派遣機関の長は、別紙様式2の調書を添えて、研究員の受入れの許可について学長に申請するものとする。

4 個人研究員を受け入れようとする部局の長は、別紙様式1の調書を添えて、研究員の受入れの承認について、学長に申請するものとする。

5 特別研究員を受け入れようとする部局の長は、当該研究員に係る指導教員を定め、当該募集要項の定めるところにより、研究員の受入れの承諾について学長に申請するものとする。

〔省略〕

(通知)

第7条 学長は、前条により研究員の受入れを承認し、承諾し、又は許可したときは、派遣機関の長及び当該部局の長に通知するものとする。

(研究料等)

第8条 研究員（個人研究員を除く。）の研究料（私学等研修員及び受託研究員の研究料は、消費税相当額を含む。）は、次の表の定めるところによる。ただし、内地研修員の研究料について当該派遣機関と取決めのある場合は、免除すること

の研究料について当該派遣機関と取決めのある場合は、免除することができる。

ができる。

区 分		研 究 料
<u>内地研究員，内地研修員</u>		教 授 月額 28,000 円 助教授 月額 15,000 円 講 師 月額 11,000 円 助 手 月額 7,000 円
<u>情報処理関係内地研究員</u>		教 授 月額 70,000 円 助教授 月額 40,000 円 講 師 月額 25,000 円 助 手 月額 10,000 円
<u>私学等研修員</u>	<u>私学研修員，専修学校研修員，公立高等専門学校研修員及び公立大学研修員</u>	実験(臨床を含む。)系 3月 108,240 円 非実験系 3月 54,120 円
	<u>教員研修センター研修員</u>	実験系 3月 29,160 円 非実験系 3月 16,920 円
<u>受託研究員</u>	<u>一般の受託研究員及び農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「国内留学制度」による受託研究員</u>	6月を超えて1年以内 541,200 円 6月以内 270,600 円
	<u>農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「流動研究員制度」による受託研究員</u>	3月以内 135,300 円
	<u>農林水産省「農業改良普及推進事業実施要領（普及職員等資質向上緊急対策事業）」による受託研究員</u>	改良普及員 6月以内 270,600 円 専門技術員及び農業研修教育施設等指導員 3月以内 135,300 円

2 内地研究員，内地研修員，情報処理関係内地研究員及び受託研究員の研究料は，受入れ許可をした後，派遣の全期間分を直ちに徴収するものとする。

3 私学等研修員の研究料は，3月ごとに3月分に相当する額をその当初の月に徴収するものとする。

4 受託研究員が第1項に掲げる期間内において，研究中止後研究を再開し，又は研究期間を延長することとなる場合は，同一の受託研究員に係る研究料は改めて

2 既納の研究料等は、返還しない。

〔省略〕

（施設等の利用）

第10条 研究員は、指導教官及び管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を利用することができる。

〔省略〕

別紙様式1

○○○○○○員 調 書

- 1 氏 名
- 2 生年月日・性別 昭和 年 月 日生（ 歳）男・女
- 3 現住所
- 4 勤務先
職 名
- 5 学 歴（大学卒業以後）
- 6 職 歴（主なもの）
- 7 研究題目
- 8 研究内容
- 9 希望する指導教官
（受入教官）
所属・氏名
- 10 研究期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
- 11 実験、非実験の別 実 験 ・ 非実験
- 12 研究中の居所

別紙様式2

受 託 研 究 員 調 書

- 1 氏 名
- 2 生年月日・性別 昭和 年 月 日生（ 歳）男・女
- 3 現住所
- 4 勤務先
職 名
職務内容
- 5 学 歴（大学卒業以後）
- 6 職 歴（主なもの）
- 7 研究題目
- 8 研究内容
- 9 希望する指導教官

徴収しない。

5 既納の研究料は、返還しない

〔省略〕

（施設等の利用）

第10条 研究員は、指導教員及び管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を利用することができる。

〔省略〕

別紙様式1

○○○○○○員 調 書

- 1 氏 名
- 2 生年月日・性別 昭和 年 月 日生（ 歳）男・女
- 3 現住所
- 4 勤務先
職 名
- 5 学 歴（大学卒業以後）
- 6 職 歴（主なもの）
- 7 研究題目
- 8 研究内容
- 9 希望する指導教員
（受入教員）
所属・氏名
- 10 研究期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
- 11 実験、非実験の別 実 験 ・ 非実験
- 12 研究中の居所

別紙様式2

受 託 研 究 員 調 書

- 1 氏 名
- 2 生年月日・性別 昭和 年 月 日生（ 歳）男・女
- 3 現住所
- 4 勤務先
職 名
職務内容
- 5 学 歴（大学卒業以後）
- 6 職 歴（主なもの）
- 7 研究題目
- 8 研究内容
- 9 希望する指導教員

所属・氏名		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
10	研究期間		
11	研究中の居所		
別紙様式3			
東京学芸大学長 殿		平成 年 月 日	
研究員の種類			
氏 名		印	
(指導教官氏名)		(印)	
研究期間等の変更について			
このことについて、下記のとおり変更したいので、届け出ます。			
記			
1 変更事項			
2 変更理由			
附 則			
1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。			
2 この規程施行の際、現に本学の研究員である者は、この規程により受け入れた者とみなす。			